平成２２年（フ）第３６１３号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字大海用15番地１　ＫＩハイツ２Ｃ
債務者　清水　篤史
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６１４号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字大海用15番地１　ＫＩハイツ２Ｃ
債務者　清水　佳奈（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７２５号
名古屋市中川区東中島町２丁目１番地　市営中島荘２棟1202号
債務者　伊藤　恵美
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６７８号
愛知県豊田市土橋町５丁目30番地　エスポア豊田407号
債務者　木田　清美
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６７９号
愛知県豊田市土橋町５丁目30番地　エスポア豊田407号
債務者　木田マチ子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６８５号
愛知県安城市緑町１丁目５番地６
債務者　志字　和也
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８９９号
愛知県刈谷市新富町４丁目805　加藤アパート１号木村方、住民票上の住所愛知県岡崎市鴨田町字所屋敷65番地
債務者　鈴木　昌江（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第９１８号
愛知県岡崎市牧御堂町字郷中104番地　スカイフィールド203、旧住所愛知県岡崎市中島東町２丁目２番地６
債務者　大賀　康司
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４７７号
岡山県倉敷市茶屋町329番地15
債務者　井上　貴喜
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４９５号
岡山県倉敷市西富井1072番地31
債務者　本田　晶郁
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第５０１号
岡山県井原市西江原町1537番地１
債務者　定光　郁美
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２２１号
栃木県佐野市石塚町568番地87　市営住宅98―101
債務者　小寺　津恵
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１４５号
島根県出雲市佐田町須佐337番地
債務者　小畑　成治
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第２０８２８号
東京都板橋区若木２丁目13―10―1040
債務者　鈴木　光雄
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２０９号
東京都北区王子３丁目15―３―101
債務者　小芝　　正
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２１０号
東京都北区王子３丁目15―３―101
債務者　小芝　悦子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後４時
東京地方裁判所民事第20部